

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和8年度
計画主体	山形県酒田市

# 酒田市 鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：酒田市 農林水産部 農政課  
所在地：山形県酒田市本町2丁目2番45号  
電話番号：0234-26-5752  
FAX番号：0234-26-6483  
メールアドレス：nosei@city.sakata.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【鳥類】	①ハシブトガラス、ハシボソガラス、②ムクドリ、③カワウ
	【獣類】	④ツキノワグマ、⑤ハクビシン、⑥イノシシ、⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル
計画期間	令和8年度～令和10年度	
対象地域	山形県 酒田市	

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和5年度）※

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（a）	被害金額（千円）
①ハシブトガラス、 ハシボソガラス	・水稲	20	294
	・メロン	105	8,400
	・スイカ	8	300
	・日本ナシ	10	260
②ムクドリ	・日本ナシ	13	345
③カワウ	—	不明	不明
④ツキノワグマ	・飼料用米	10	10
	・カキ	48	600
⑤ハクビシン	・イチゴ	7.5	800
	・日本ナシ	20	680
	・ブドウ	1	100
⑥イノシシ	・水稲	28	343
	・大豆	32	105
	・ソバ	15	18
⑦ニホンジカ	・大豆	30	97
⑧ニホンザル	—	被害なし	被害なし
	計	347.5	12,352

※ 現状地は「令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」報告値による。

※ 令和6年度は大規模な大雨災害により、農地が甚大な被害を受けたこと及びカラスを始め被害状況の変動が例年に比した大きいため、前年度の令和5年度を現状値として設定。

## (2) 被害の傾向

### ①ハシブトガラス、ハシボソガラス

例年、本市では最も被害額の大きい鳥獣であり、市全域での水稻への被害のほか、川南地域のメロンや鳥海地域や八幡地域の日本ナシなどへの被害がみられる。

### ②ムクドリ

鳥獣被害対策実施隊による追払いや駆除により、被害額は減少傾向にあるが、例年、鳥海地域や八幡地域の日本ナシへの被害がみられる。

### ③カワウ

主に日向川流域において、冬期間に鮭の稚魚などが食害に遭う恐れがあり、被害額などは不明だが、例年、鳥獣被害対策実施隊による追払いを実施している。

### ④ツキノワグマ

近年、出没回数や農作物被害が増加傾向にあり注意を要する。中山間部においてカキや飼料作物などに被害がある。これまでは、それほど被害額は大きくはなかったが、近年の出没傾向から被害増加が懸念され、集落近隣へ出没した場合には、人的な被害の発生も懸念される。

### ⑤ハクビシン

主に川南地域において、イチゴなどのほか、八幡地域の日本ナシなどに被害がみられる。市全域において、山林のみならず農村集落内にも生息しているとみられ、例年の被害規模も少なくない。

### ⑥イノシシ

近年、出没回数や農作物被害が増加傾向にあり注意を要する。水田に侵入して、稲を倒伏させたり、イモ類の掘り返しや農道や畦畔を掘り返したりする等の被害が発生している。今後、生息数の増加による被害額の拡大や人的被害の発生も懸念される。

### ⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル

少ないながら農作物の被害や目撃情報があり、区域外からの移入定着による農作物等被害の発生が懸念される。

## (3) 被害の軽減目標

単位：千円

指 標	現状値（令和5年度）※	目標値（令和10年度）
①ハシブトガラス ハシボソガラス	9,254	8,745
②ムクドリ	345	325
③カワウ	不明	0
④ツキノワグマ	610	574

⑤ハクビシン	1,580	1,491
⑥イノシシ	466	438
⑦ニホンジカ	97	89
⑧ニホンザル	被害なし	0
計	12,352	11,662

※ 現状値は「令和5年度野生鳥獣による農作物の被害状況調査」報告値による

※ 令和6年度は大規模な大雨災害により、農地が甚大な被害を受けたこと及びカラスを始め被害状況の変動が例年に比した大きいため、前年度の令和5年度を現状値として設定。

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲の実施主体となっている猟友会会員の高齢化などに伴う担い手不足が進行しており、今後の捕獲に係る活動に支障がでる恐れがある。</li> <li>イノシシ等、新たに生息域が拡大してきた鳥獣について、地域の事情に応じた効率的な捕獲方法を模索している。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>花火等の利用による追払い</li> <li>侵入防止柵の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣への花火等による追払いについては効果が一時的であり、恒久的な効果とはなり難い。</li> <li>侵入防止柵は補助金を活用しているが費用の自己負担があるため、設置・普及の面での課題となっている。</li> <li>個別農業者の取組では効果に限界があるため、地域ぐるみでの取組を進める必要がある。</li> </ul>
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の習性や被害防止技術について、対象鳥獣捕獲員による定期的な研修の受講</li> <li>放任果樹伐採への経費支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緩衝帯の設置や放任果樹の除去に関する知識の普及・啓発</li> <li>農業残渣適正処理の普及・啓発</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

- ① 農作物被害や人的被害を防ぐためには、野生鳥獣が集落や農地に出没しにくい環境づくりが重要となる。そのために出没の誘因となるような農業残渣の除去、放任果樹の処理や適期収穫、また鳥獣の隠れ場所となり得る農地周辺の藪の下刈りなどの必要性

を住民に対して周知啓発を図り、可能な範囲で、その実施を促していく。

- ②イノシシ等の大型獣類出没が急増しているため、酒田市鳥獣被害対策協議会を設置して、市と関係機関が連携して効果的な対策を実施していく。
- ③農作物食害などの予防対策として、電気柵や金網柵の設置の有効性や地域ぐるみ対策の重要性について、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー制度等を活用するなどして住民に周知し、侵入防止柵の設置費用への支援を行い設置を推進するほか、必要に応じて大規模な侵入防止柵の設置についても検討していく。
- ④野生鳥獣の適正な生息数の実現に向けて、山形県第二種特定鳥獣管理計画等、県による関連計画に基づき、適切かつ効果的な追払いや捕獲を実施する。
- ⑤イノシシ等、新たに生息域が拡大してきた鳥獣については、情報収集に努めるとともに、地域の実情に適合した効果的な対策を検討、実施していく。
- ⑥捕獲体制を強化、維持するため、主に捕獲の役割を担っている猟友会の会員数増加に向けた活動の周知など、鳥獣被害対策実施隊の担い手育成に努める。
- ⑦導入済みの ICT 捕獲システムを継続して使用していくほか、既存システムの追加導入など、より効果的な被害防除に取り組んでいく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酒田市鳥獣被害対策実施隊</li> <li>・ 山形県猟友会酒田支部</li> </ul>	<p>当該猟友会員の中から対象鳥獣捕獲員を任命し、市内各地域からの依頼に基づき、専門知識及び技能を活かして、有害鳥獣の追払い及び捕獲活動を行う。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員がツキノワグマ、イノシシなどの大型獣を捕獲する場合には、ライフル銃の所持が必要である。</p>
--	---

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 銃器や捕獲用わなを活用した捕獲活動の実施。</li> <li>・ ハクビシンについては、農業者及び民間の駆除業者等により捕獲を実施する。</li> </ul>
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
山形県鳥獣保護管理事業計画、山形県第二種特定鳥獣管理計画のほか、県による関連計画に基づき、被害状況等を総合的に勘案した捕獲を行っていく。
① ハシブトガラス、ハシボソガラス、②ムクドリ、③カワウ 鳥獣被害対策実施隊の近年の捕獲実績を参考とし、①、②は今後捕獲圧を強めることを想定して設定。
④ツキノワグマ 山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づき個体数管理を行う。
⑤ハクビシン 市内の近年の捕獲実績を参考として設定。
⑥イノシシ 市内の近年の出没状況を参考とし、今後捕獲圧を強めることを想定して設定。
⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル 市内の現状における被害状況等を勘案し、設定を行わない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①ハシブトガラス ハシボソガラス	250羽	350羽	450羽
②ムクドリ	200羽	200羽	200羽
③カワウ	10羽	10羽	10羽
④ツキノワグマ	山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づく。		
⑤ハクビシン	10頭	10頭	10頭
⑥イノシシ	30頭	50頭	70頭
⑦ニホンジカ ⑧ニホンザル	—	—	—

捕獲等の取組内容
①ハシブトガラス、ハシボソガラス、②ムクドリ、③カワウ 主な被害発生の時期として、カラス類は春～秋、ムクドリは夏、カワウは冬を中心に、市内一円で銃器等による追払いや捕獲を実施する。
④ツキノワグマ、⑥イノシシ 山形県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、主に中山間地域において被害が発生する春～秋に、箱わな、くくりわな(ツキノワグマは除く)の設置及び銃器による捕獲を実施する。

<p>⑤ハクビシン 被害が発生する主に春～秋に、市内一円で箱わな設置による捕獲を実施する。</p> <p>⑦ニホンジカ、⑧ニホンザル 現在のところ、ほとんど生息が確認されておらず、捕獲は行わない。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>ライフル銃及び特定ライフル銃は散弾銃に比して、弾道距離と命中精度が上がることから、広範囲に行動するツキノワグマ、イノシシなどの大型獣の捕獲に適しており、効率的に捕獲するために必要である。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員がこれらの銃器を用いて捕獲を実施する場合、発射方向の確認や見通しが利きバックストップがある場所であること等、適切な時期と場所、周囲への安全対策等に充分配慮して実施する。</p>
---

**(4) 許可権限委譲事項**

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

**4. 防護柵の設置等に関する事項**

**(1) 侵入防止柵の整備計画**

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ イノシシ	被害状況に応じて整備を検討する。	同左	同左

**(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組**

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ツキノワグマ イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理に関する講習会、広報等</li> <li>集落周辺では花火による追払いを行う。</li> </ul>	同左	同左

## 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

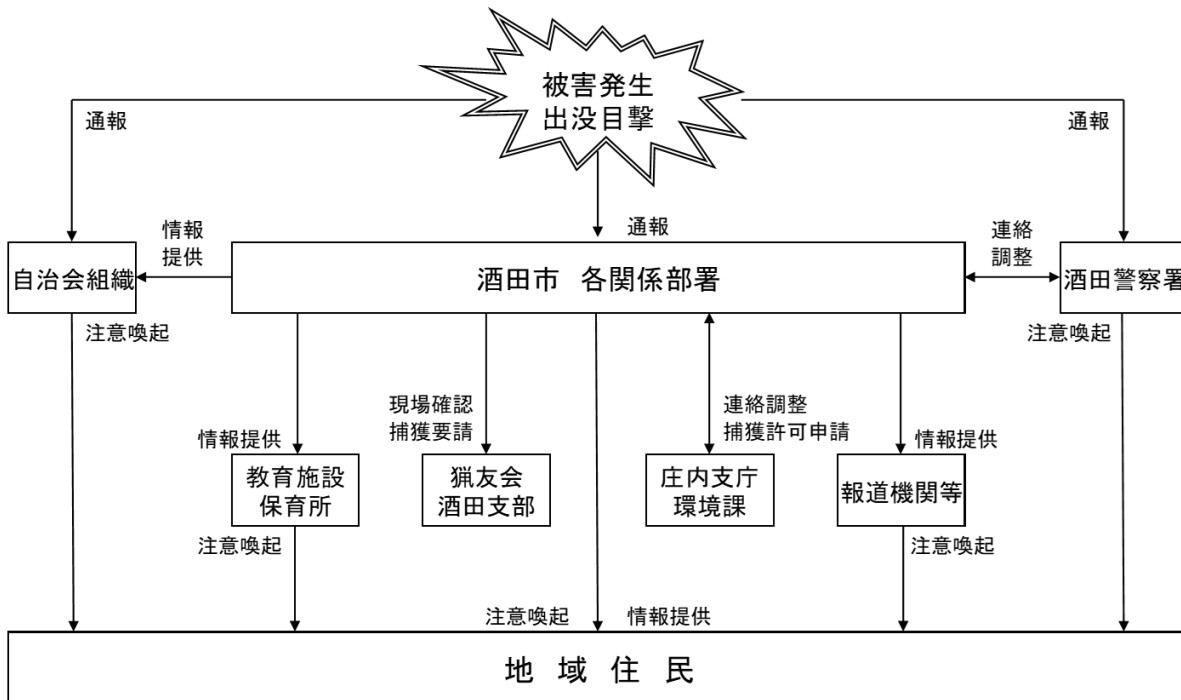
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	①ハシブトガラス ⑤ハクビシン ハシボソガラス ⑥イノシシ ②ムクドリ ⑦ニホンジカ ③カワウ ⑧ニホンザル ④ツキノワグマ	・農地周辺の藪の刈払い等により、定着しにくい農地環境づくりを推進する。 ・放任果樹の管理や生ゴミを放置しない等の取り組みについて啓発を図る。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
酒田警察署	緊急時：銃器の取扱いについての指導・助言等 平常時：被害情報収集・提供、住民への注意喚起
酒田地区広域行政組合消防本部	緊急時：負傷者の応急処置、医療機関への搬送等 平常時：被害状況の情報提供等
各コミュニティ振興会 各自治会	緊急時：住民への注意喚起、避難誘導 平常時：鳥獣出没情報通報、注意喚起
山形県猟友会酒田支部	緊急時：鳥獣の追払いや捕獲等への助言や実施協力 平常時：鳥獣の捕獲に関すること
山形県庄内総合支庁	緊急時：関係機関との連携・支援等 平常時：狩猟免許取得の推進、有害鳥獣捕獲許可及び適正な捕獲指導等
酒田市 各関係部署	緊急時：被害情報収集・提供、住民への注意喚起 有害鳥獣捕獲申請許可に関すること等 平常時：被害対策の検討、関係機関との連絡調整

## (2) 緊急時の連絡体制



※緊急時は、捕獲許可申請を口頭で行うことや、住民への注意喚起・情報提供に防災行政無線を利用すること等、必要に応じて行う。

※ツキノワグマ出沒時の対応については、酒田市環境衛生課作成「酒田市ツキノワグマ出沒時対応マニュアル」による。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律その他処理に関する法令等に基づき、地下埋設、焼却処理等、適切な方法によって処理する。

また、学術研究等の理由から、現地処理等を行う場合は、周辺を含む安全衛生及び環境衛生に十分に配慮し、鳥獣等の誘引防止対策を講じた上で実施するものとする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	現段階では需要量と供給量が少ないため、今後の状況を注視しつつ、先進自治体の動向についての情報収集を行う。
ペットフード	同上
皮革	同上

その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	同上
---------------------------------	----

## （２）処理加工施設の取組

現段階では需要と供給等が伴わず、特段の利用を行える状況ではないため、今後の状況に応じて検討する。

## （３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

現段階では需要と供給等が伴わず、特段の利用を行える状況ではないため、今後の状況に応じて検討する。

# 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

## （１）協議会に関する事項

協議会の名称	酒田市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
酒田市	各関係機関との連絡調整等
山形県庄内総合支庁	被害情報の調査、対策の検討・実施、指導及び助言等
庄内みどり農業協同組合	農業被害情報の収集・提供、被害対策の検討・実施
酒田市袖浦農業協同組合	農業被害情報の収集・提供、被害対策の検討・実施)
山形県農業共済組合 庄内支所	被害情報の収集・提供、共済制度の助言等)
山形県猟友会 酒田支部	被害情報の収集、被害対策の検討・捕獲等の実施)
山形県警察 酒田警察署	被害情報収集・提供、注意喚起、銃器使用時の助言等
学識経験者	被害防止計画、事業計画、対策に係る指導及び助言等
農林水産被害 地域住民代表	出没情報の提供、注意喚起、地域ぐるみ対策の実施

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北庄内森林組合	林業被害対策の調査・検討・実施
両羽漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
日向荒瀬漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施
最上川第八漁業協同組合	水産業被害対策の調査・検討・実施

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成30年4月から酒田市鳥獣被害対策実施隊を設置。隊員数は令和7年4月1日現在で42名。

山形県猟友会酒田支部の会員から任命し、鳥獣が出没した際の現場確認や、効果的な捕獲や追払い活動等に従事する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害状況や効果的な被害防止方法等に関する情報交換など、県や周辺自治体との連携を図る。

## 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画の期間内であっても、野生鳥獣の生息状況や社会状況等に変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを行う。